目的ヲ達スルノ為メニ必要ナル限リ次ノ事業ヲ行フコトヲ得ル

七、法律ニ依リ許可ヲ受ケタル後

次ニ法律ノ規定ニ依リ協調ニ関スル事ヲ行フコト

次ニ協調ニ関シ必要ナル事ヲ行フコト

次ニ協調ニ関スル事業ヲ為ス為メニ必要ナル施設ヲ為スコト

次ニ上ノ事業ヲ為スニ必要ナル附帯事業ヲ為スコト

次ニ協調ニ関スル事業ヲ為スニ必要ナル研究ヲ為スコト

上ノ外ニ何カ他ニ必要ナル事業ヲ為スコト

○ 次ノ如キ事業

財團法人 協調會

財團法人協調會

前記協調ノ根本ノ精神ヲ体シ労働ノ争議ニ関シ其ノ必要ト認ムル場合ニ於テハ中央事務所ニ於テ之ヲ処理スルコト

労働ノ争議ニ関スル事項ヲ調査シ且ツ之ヲ発表スルコト

労働ニ関スル事項ヲ調査シ且ツ之ヲ発表スルコト

労働ニ関スル事項ヲ研究スルコト

上ノ外ニ何カ他ニ必要ナル事業ヲ為スコト

三、役員

会員ノ形式ニ依リ協調ノ趣旨ニ賛同シ協調ニ関シ不動産ヲ有スル者ハ其ノ事業ヲ行フニ必要ナル財産ヲ有スル者ハ其ノ事業ヲ行フニ必要ナル資金ヲ有スル者ハ其ノ事業ヲ行フニ必要ナル人物ヲ有スル者ハ其ノ事業ヲ行フニ必要ナル技術ヲ有スル者ハ其ノ事業ヲ行フニ必要ナル知識ヲ有スル者ハ其ノ事業ヲ行フニ必要ナル経験ヲ有スル者ハ其ノ事業ヲ行フニ必要ナル資格